

医療・福祉機器等の製品化に係るマッチング促進事業業務委託仕様書

1 事業の目的

三重県では、ヘルスケア産業振興の一環として、医療・福祉機器等の製品化のため、医療機器製造販売業者、医療機器販売業者、福祉機器製造販売業者等（以下「医療機器メーカー等」という。）や医療・福祉現場と県内ものづくり企業（以下「県内企業」という。）とのマッチングを行ってきた。

本事業では、マッチングの精度を高めるため、アドバイザーによる支援および県内企業に対するセミナーを実施する。

2 委託事業の内容

(1) 委託事業名 医療・福祉機器等の製品化に係るマッチング促進事業

(2) 委託期間 契約の日から令和4年3月11日（金）まで

(3) 業務内容

ア 医療・福祉機器等の製品化に取り組む県内企業に対するアドバイザーによる支援
医療・福祉機器等の製品化に取り組む県内企業の企画立案、商品開発、医療機器メーカー等へのPR方法、販路開拓等について、医療・福祉機器等業界に精通したアドバイザーによる①から③の各支援を行い、県内企業5社に対して各社1件以上、医療機器メーカー等とのマッチング（※1）につなげること。

なお、①～③の支援回数（※2）の合計は40回以上とする。

- ① 県内企業からの相談を受け付ける機会を設けたうえで、県内企業からの医療・福祉機器等に関する相談に対し、アドバイザーによる必要な支援を行うこと。
- ② 展示会（令和3年秋頃を想定）の三重県ブース出展企業（県内企業5社程度）に対し、事前、会期中、事後におけるPR方法等を含む商談支援を行うとともに、出展企業の選定、展示会での医療機器メーカー等の招致等、三重県の展示会出展業務に協力すること。
- ③ 三重県が県内企業に対して実施する事業について、必要に応じ、助言を行うこと。

※1 取引実績のない医療機器メーカー等と見積依頼やサンプル・試作品の提供等取引に向けて両社が具体的なやり取りを行うこと

※2 単なる業務連絡を除く訪問、WEB面談等による具体的な支援の回数（概ね30分以上）

イ 医療・福祉機器等の製品化に関心のある県内企業に対するセミナーの実施

医療・福祉機器等の製品化に関心がある県内企業に対し、医療・福祉機器等のビジネスに必要な知識およびスキルについて、セミナーを開催すること。（年2回以上）

- ① セミナーの開催場所は、県内の会場とすること。

なお、社会情勢を鑑み、県内の会場での開催が困難な場合は、三重県と協議の上、オンラインでの開催とする。ただし、開催に必要な機材やシステム環境は受託者の責任により準備するものとする。

- ② チラシの作成、参加者の募集、広報、当日の運営等を行うこと。なお、参加者

の募集については三重県と協力して実施する。

- ③ セミナーの講師は、外部から招致する場合、講師の謝金、旅費については三重県と協議のうえ、三重県が負担する。
- ④ 会場費は三重県と協議のうえ、三重県が負担する。
- ⑤ セミナーの開催方法、内容、講師の選定については、あらかじめ三重県と協議を行うこと。

(4) 委託業務にかかる経費

- ① 医療・福祉機器等の製品化に取り組む県内企業に対するアドバイザーによる支援に係る経費
- ② 医療・福祉機器等の製品化に関心のある県内企業に対するセミナーの実施に係る経費
- ③ その他、事業の実施に必要な経費

3 委託業務に関する成果品の提出

- (1) 報告書 2部（ワードまたはエクセル、パワーポイントで作成したもの）
- (2) 報告書等電子データ 1式（報告書、報告書概要版及び各種資料、議事録等の電子データをCD-ROMで納品すること）
- (3) 成果品の提出期限
成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれか早い日までに納品すること。

4 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

5 特記事項

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。
- (3) 本事業は、別添「地域活性化雇用創造プロジェクト事業企画提案書」に示された「ア① 地域活性化雇用創造プロジェクト運営・ネットワーク構築事業」として実施するものである。

2(3)イの業務における出展企業については、原則として同プロジェクトの対象業種である次の業種の中から県が選定する。

【食・観光関連産業】

○指定主要業種：食料品製造業

○指定関連業種：飲料・たばこ・飼料製造業

【自動車関連産業】

○指定主要業種：輸送用機械器具製造業

○指定関連業種：繊維工業、家具・装備品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、技術サービス業、自動車整備業

【食・観光関連産業】

○指定主要業種：飲食料品小売業、宿泊業、飲食店

○指定関連業種：木材・木製品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、その他の製造業、電気業、鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、その他の小売業、無店舗小売業、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、娯楽業、その他の事業サービス業

【情報関連産業】

○指定主要業種：情報サービス業

○指定関連業種：通信業、放送業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業

また、委託業務完了後は三重県から厚生労働省へ実績報告を行う必要があることから、提案者による見積書、受託者による事業計画書、完了報告書等の作成にあたっては、随時三重県から必要な記載事項等を指示するものとする。

※別添参考資料

- ①「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」（平成31年3月29日付け職発0329第43号）
- ②「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」（平成31年3月29日付け厚生労働省発職雇0329第3号改正）

6 その他

事業の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。)を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(作業場所等の特定)

第5条 乙は、個人情報を取り扱う場所(以下、「作業場所」という。)とその移送方法を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業場所及び移送方法を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、甲の事務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、甲が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第8条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び三重県個人情報保護条例(以下「条例」という。)第13条、条例及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第9条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第10条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾

した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。
 - 一 再委託する業務の内容
 - 二 再委託先
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託が必要な理由
 - 五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
 - 六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
 - 七 再委託先の監督方法
 - 八 その他甲が必要と認める事項
- 3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。
 - 一 再委託先
 - 二 再委託する業務の内容
 - 三 再委託の期間
 - 四 再委託先の責任体制等
 - 五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
 - 六 その他甲が必要と認める事項
- 4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第11条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第12条 乙は、この契約において利用する個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第13条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消

去しなければならない。

- 2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
(点検の実施)

第14条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。
(検査及び立入調査)

第15条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。
(事故発生時の対応)

第16条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

- 2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
(契約の解除)

第17条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。
(損害賠償)

第18条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。